

けいめい記念病院入院患者面会規程

（目的）

第1条 本規程は、入院患者の尊厳の保持及び療養生活の質の向上及び円滑な地域移行（退院支援）に資するため、患者の家族等による面会に関して必要な事項を定める。

（基本方針）

第2条 患者が家族やその他の関係者との交流を維持できるよう可能な限り面会機会を確保するよう配慮し、感染対策その他の正当な理由がある場合を除き、患者への面会を不当に制限しない。

（面会時間等）

第3条 通常時における面会時間は次のとおりとする

14時00分～20時00分

ただし、患者の病状、治療上の必要性又は病棟運営上の理由により、病院長又は病棟責任者の判断で変更することができる。

（面会対象者）

第4条 面会対象者は次のとおりとする

- (1) 患者家族及び親族
- (2) 患者が面会を希望する知人その他の関係者
- (3) 介護支援専門員、相談支援専門員、訪問看護師等の退院支援に関係する職員
- (4) その他病院長が認める者

（面会時の遵守事項）

第5条 面会者は次の事項を遵守するものとする

- (1) 病院職員の指示に従うこと
- (2) 手指衛生その他必要な感染対策を実施すること
- (3) 発熱、咳嗽、嘔吐、下痢等の感染症が疑われる症状がある場合は面会を控えること
- (4) 他の患者の療養環境及びプライバシーに配慮すること
- (5) 病院内の秩序及び安全を損なう行為を行わないこと

（面会制限）

第6条 当院は、次の場合に面会を制限または禁止する。

- (1) 院内感染対策上必要な場合
- (2) 患者の病状等により治療上面会に支障がある場合
- (3) 災害その他やむを得ない事由がある場合
- (4) 他の患者の療養環境に重大な影響を及ぼす恐れがある場合

2 前項の規定により面会制限を行う場合であっても、必要以上に厳格なものとならないよう、以下の措置を講じる等の配慮を行う。

- ・ 看取りや急変時など、緊急性を要する場合の個別対応
- ・ 病棟入口扉越しでの面会実施

(規程の周知)

第7条 本規程は、院内掲示、入院案内及び病院ホームページ等により患者および家族等へ周知する。

附則

本規程は令和8年6月1日より施行する。